

海外展開支援事業（一般枠）審査要領

第1条 目的

この要領は、海外展開支援事業費補助金審査委員会設置要項第6条に基づき、海外展開支援事業（一般枠）（以下「補助事業」という。）の審査方法、項目及び基準等を定め、もって公正な審査を行うことを目的とする。

第2条 審査方法

（1）審査は、原則として①の方法により行うが、応募者が10件を超える場合は、必要に応じて②の方法により行うことができるものとする。

①総合審査（書類及びプレゼンテーションによる審査）

事前に提出された事業計画書を含む申請書類（以下「事業計画」という。）及び海外展開支援事業審査委員会（以下「審査会」という。）開催当日のプレゼンテーションの内容に対して、本要領第3条に定める審査項目及び基準に基づき、各委員が評価し、採点するものとする。各応募者に対し各委員が採点した点数のうち最高点（最高点をつけた委員が複数いる場合は、いずれか1人の委員の点数）及び最低点（最低点をつけた委員が複数いる場合は、いずれか1人の委員の点数）を除く委員の点数の合計点数（以下「合計点数」という。）の上位の者から、予算の範囲内で補助対象者として選定する。ただし、合計点数のうち審査項目b）事業の実現可能性の項目内での得点割合が50%未満の者は、補助対象者から除外する。

なお、同点者が複数いた場合は、審査項目b）事業の実現可能性の点数が高い順に上位者とする。

②第1次審査及び第2次審査

ア 第1次審査（書類審査）

応募のあった事業計画を対象に、審査会が本要領第3条に定める審査項目及び基準により書類審査を行う。選定は、①総合審査に準じて行うものとし、第1回募集では合計点数の上位10位までの者を第1次審査の合格者とする。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査を通過した事業計画及びその応募者を対象にプレゼンテーション審査を行い、審査項目のうち、b）事業の実現可能性及びc）事業計画内容の優位性について再審査を行う。選定は、①総合審査に準じて行うものとし、合計点数の上位の者から、予算の範囲内で補助対象者として選定する。

第3条 審査項目及び基準

海外展開支援事業審査委員会の各委員は、様式第1号により、事業計画を次の項目ごとに評価し、審査基準に基づき評価点を付する。ただし、これまで海外展開活動の実績がない事業者（以下新規枠という。）については、次に掲げる（1）審査項目のうちb）のみにより評価点を付する。

(1) 審査項目

- a) 補助の必要性
 - ① 事業者規模
 - ② 補助金採択回数
 - ③ 海外事業の段階
- b) 事業の実現可能性
 - ④ 事業実施体制
 - ⑤ 実施方法・手順
 - ⑥ 準備状況
 - ⑦ 事業の長期的計画性
- c) 事業計画内容の優位性
 - ⑧ 計画の独創性
 - ⑨ モデル事業としての期待度

(2) 審査基準

項目別に次の内容を目安とした点数による格付けとする。

a) 補助の必要性 (20点満点)

① 事業者規模

国内事業者における当該年度4月1日現在の従業員数により評価し、小規模事業者への配点を高くする。

点数	内 容
5	従業員数が製造業その他の業種は20人以下、商業サービス業は5人以下の小規模企業者
3	従業員数が、製造業その他の業種は100人以下、商業・サービス業は30人以下の中小企業者
0	従業員数が、製造業その他の業種は100人を超えるもの、商業・サービス業は30人を超える中小企業者

② 補助金採択回数

海外展開支援事業費補助金の採択回数により評価し、採択回数の少ない申請者への配点を高くする。

点数	内 容
5	これまで採択されたことがない
3	「海外取引支援事業費補助金」、「海外展開支援事業費補助金」、「海外新拠点開設支援事業費補助金」に1回採択されたことがある。

1	「海外取引支援事業費補助金」、「海外展開支援事業費補助金」、「海外新拠点開設支援事業費補助金」で通算2回以上採択されたことがある。
---	---

③海外事業の段階

事業実施地域における当該事業者の取引・活動状況により評価し、海外事業の初期段階にある事業への配点を高くする。

点数	内 容
8～10	事業対象地域での海外展開を始めてから概ね3年以内であり、販売ルート構築や取引先の新規開拓など取引を定着化させるための活動が必要と判断できる事業
4～7	事業対象地域での活動が3年を経過し、かつ取引の維持や拡大のための継続的な活動が必要と判断できる事業
1～3	事業対象地域での活動が3年を経過し、かつ今後の事業の展開が見込めないと判断できる事業

b) 事業の実現可能性（40点満点）

④事業実施体制

申請者の企業体力や海外事業従事者数などから判断して、海外事業を実施するのに十分な体制が整っているかについて評価し、事業実施体制が整っている申請者への配点を高くする。

点数	内 容
10	十分に整っている
9～5	整っている
0～4	実施体制に疑問点や不安要素がある

⑤実施方法・手順

事業の実施手法や手順について評価し、目標を達成できる実施手法をとっている申請者への配点を高くする。

点数	内 容
10	特に優れていると判断できる
6～9	優れていると判断できる
3～5	一部に疑問点や不安要素がある
1～2	疑問点や不安要素が多い

⑥準備状況

目標設定の有無や情報収集等の準備状況について評価し、事業の遂行に必要な十分な準備が行われている申請者への配点を高くする。

点数	内 容
10	確実に十分な準備が行われたと判断できる
6～9	十分な準備が行われたと判断できる
3～5	一部に準備不足が見受けられる
1～2	準備不足な点が多い

⑦事業の長期的計画性

明確な目標を設定しつつ、その実現に向け複数年にわたる事業計画を有する事業への配点を高くする。

点数	内 容
10	目標設定が明確で、かつ計画が綿密で実現可能性が高いと判断できる
4～9	目標設定が明確で、実現可能性があると判断できる
1～3	目標設定が不明確または実現可能性が低いと判断できる
0	複数年にわたる計画の記載が無い。

c) 事業計画内容の優位性（20点満点）

⑧計画の独創性

他に見られない取組や申請者なりの工夫の有無について評価し、計画に独創性のある事業への配点を高くする。

点数	内 容
10	独創性があり、特に優れていると判断できる
6～9	独創性があり、一部に優れた点があると判断できる
3～5	一部に独創性があると判断できる
1～2	一般的であると判断できる

⑨モデル事業としての期待度

計画内容全体について評価し、県内事業者のモデルとなるような事業への配点を高くする。

点数	内 容
10	モデル事業としての成長が特に期待できる
6～9	モデル事業としての成長が期待できる
3～5	モデル事業となるには努力が必要と判断できる
1～2	モデル事業としての成長が期待できない

(3) 意見

評価の根拠となる審査項目ごとの意見、総合的な意見、今後の計画策定や事業化の参考となるような意見等を記述する。

第4条 審査結果の決定

審査結果は、委員の審議により決定する。

- (1) 補助事業者の選定にあたり、審査委員会は補助対象経費の内容を審査する。このとき、補助事業の遂行を不当に困難とさせない範囲で事業の内容や経費について、調整を行う場合がある。
 - (2) 審査委員会は、事業計画の推進に関して特に必要と思われる場合には、選定に当たり条件を付すことができる。
- 2 審査委員会は、審査結果を踏まえ、補助事業を採択する。補助企業の採択は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は委員長の決するところとする。
 - 3 前項について、委員長欠席の場合は、委員長を副委員長に読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。